

## 山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、若手研究者の研究意欲を喚起することにより、次代を担う優れた研究者の持続的な育成を図るため、若手研究者が行う研究に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1に掲げる研究分野を対象とする若手研究者（以下「研究者」という。）による研究とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表2に掲げる者のうち、別に定める「山梨県若手研究者奨励事業 研究者募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき応募した者の中から選考の上、知事が決定する。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第2条に規定した研究者が実施する研究に要するもののうち、別表3に掲げるとおりとする。

### (補助限度額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、別表4の額を限度とする。

### (交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

### (交付条件)

第8条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、

交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### （概算払等）

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助金の交付決定を受けた者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助金の交付決定を受けた者は、精算払い及び概算払いを受けようとするときは精算（概算）払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

#### （額の確定及び精算）

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第8条に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金の交付決定を受けた者に通知（様式第7号）する。

2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### （書類の保管）

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

#### （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 補助対象分野 | 1 自然科学分野<br>2 人文・社会科学分野 |
|--------|-------------------------|

別表 2

|  |
|--|
| <p>当該年度の4月1日現在、40歳未満の大学院生・大学院修了者のうち、<br/>山梨県内の大学等の高等教育機関・企業等で研究を行っている者<br/>山梨県内の高等学校、短期大学、大学、大学院のいずれかを卒業し、山梨県外の<br/>大学等の高等教育機関・企業等で研究を行っている者<br/>、ともに、正規、非正規あるいは常勤、非常勤を問わない。<br/>山梨県職員は除く。</p> |
|--|

別表 3

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 1 備品費<br>2 消耗品費<br>3 旅費<br>4 人件費・謝金<br>5 その他知事が必要と認める経費 |
|--------|---|

別表 4

| 区分        | 補助限度額      |
|-----------|------------|
| 自然科学分野    | 1,000,000円 |
| 人文・社会科学分野 | 500,000円   |

(様式第1号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所属

氏名

印

山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象分野

自然科学分野

人文・社会科学分野

2 交付申請額 金 円

3 研究テーマ

4 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 経費内訳書 (様式第1号の2)

(2) 募集要項に定める応募申請書(別紙様式1 A~F)の写

(3) 募集要項に定める所属機関の長の推薦書(別紙様式2)の写

(様式第1号の2)

## 経 費 内 訳 書

(単位 円)

| 費目        |        | 支払予定額 |   |
|-----------|--------|-------|---|
| 補助対象経費    | 備品費    | 円     |   |
|           | 消耗品費   | 円     |   |
|           | 旅費     | 円     |   |
|           | 人件費・謝金 | 円     |   |
|           | その他    |       | 円 |
|           |        |       | 円 |
|           |        |       | 円 |
| 合 計       |        | 円     |   |
| 補助対象外経費   |        | 円     |   |
|           |        | 円     |   |
|           |        | 円     |   |
|           |        | 円     |   |
|           |        | 円     |   |
|           | 合 計    |       | 円 |
| 総 合 計 (A) |        | 円     |   |

| 収 入 |        |         |       |       | 支 出 (C) |
|-----|--------|---------|-------|-------|---------|
| 補助金 | 他の補助金等 | 所属機関研究費 | 自己負担額 | 計 (B) |         |
|     |        |         |       |       |         |

A = B = C となること。

当該研究に対して、他の補助金等の交付を受けている場合は、その内容や金額が確認できる書類(写で可)を添付すること。

(様式第2号)

私科第 号  
平成 年 月 日

(申請者)殿

山梨県知事 印

### 山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県若手研究者奨励事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県若手研究者奨励事業とし、その内容は募集要項に定める応募申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 補助金の交付決定額  | 金 | 円 |
- 3 補助事業に要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

( 2 ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

( 3 ) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

( 1 ) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

オ 募集要項の「 1 1 補助金交付の取消及び返還」に定める事項に該当したとき

( 2 ) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

( 3 ) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

( 4 ) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所属

氏名

印

山梨県若手研究者奨励事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。



(様式第4号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所属

氏名

印

山梨県若手研究者奨励事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止(廃止)したいので、山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)の内容

(様式第5号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所属

氏名

印

山梨県若手研究者奨励事業費補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり精算(概算)払いの請求をします。

1 精算(概算)払請求額 金 円

2 内訳

| 補助金交付決定額 | 既概算交付額 | 差引額<br>- = | 今回精算(概算)<br>払請求額 | 備考 |
|----------|--------|------------|------------------|----|
|          |        |            |                  |    |

3 概算払い請求の理由

4 振込口座 振替先銀行名・本支店名

預金種別(当座・普通)

口座名義(漢字及びフリガナ)

No.

(様式第6号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所属

氏名

印

山梨県若手研究者奨励事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり実績報告します。

1 補助対象分野

自然科学分野

人文・社会科学分野

2 実績報告額 金 円

3 交付決定額 金 円

4 研究テーマ

5 研究期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6 添付書類

(1) 経費内訳書(様式第6号の2)

(2) 補助対象経費の支払いを証明する書類(領収書等)

(3) 募集要項に定める研究成果概要書(別紙様式3)の写

( 様式第 6 号の 2 )

## 経 費 内 訳 書

( 単位 円 )

| 費目          |        | 支払額 |   |
|-------------|--------|-----|---|
| 補助対象経費      | 備品費    | 円   |   |
|             | 消耗品費   | 円   |   |
|             | 旅費     | 円   |   |
|             | 人件費・謝金 | 円   |   |
|             | その他    |     | 円 |
|             |        |     | 円 |
|             |        |     | 円 |
|             |        |     | 円 |
| 合 計         |        | 円   |   |
| 補助対象外経費     |        | 円   |   |
|             |        | 円   |   |
|             |        | 円   |   |
|             |        | 円   |   |
|             |        | 円   |   |
|             | 合 計    |     | 円 |
| 総 合 計 ( A ) |        | 円   |   |

| 収 入 |        |         |       |         | 支 出 ( C ) |
|-----|--------|---------|-------|---------|-----------|
| 補助金 | 他の補助金等 | 所属機関研究費 | 自己負担額 | 計 ( B ) |           |
|     |        |         |       |         |           |

A = B = C となること。

当該研究に対して、他の民間団体等が行う補助金等の交付を受けている場合は、その内容や金額が確認できる書類（写で可）を添付すること。

(様式第7号)

私科第 号  
平成 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事 印

山梨県若手研究者奨励事業費補助金確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県若手研究者奨励事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり額を確定したので、通知します。

|   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 額の確定額 ( )  | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額      | 金 | 円 |
| 3 | 既概算交付額 ( ) | 金 | 円 |
| 4 | 差引返還額 ( )  | 金 | 円 |

返還額が発生した補助対象者は、平成 年 月 日までに、超過支給となった補助金を返還してください。